

産業廃棄物収集運搬業の許可では 家庭からの不用品（廃棄物）の 回収はできません！

※家庭から出る家電・家具等の不用品は **一般廃棄物** です！

ダメ!!
違法な不用品回収
行わない！利用しない！



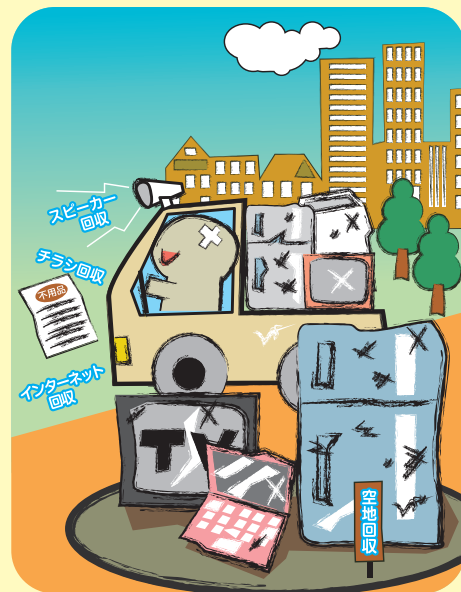
無許可業者にならないために

- 区市町村から許可を受けずに、家庭から料金を受け取り家電等の不用品を引き取る行為は廃棄物処理法に違反します。

無許可業者を利用しないために

- 家庭からの不用品（廃棄物）は、区市町村による処理が原則です。
- 処理に当たってはお住まいの区市町村のルールに従ってください。
- 違法な不用品回収業者による高額請求が社会問題となっています。

※**古物商**の許可は買取りか交換が原則です！





不用品として回収した廃家電やPCB含有機器を分解し有害物質等を放出させることは **違法**です!!



Q. 買い取ったもののなのに、どうして違法なのでしょう？

A. **廃家電 4 品目やPCB含有機器は、有害物質やフロンガスが流出しないように、処分^(※)することが必要だからです。**

※**エアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機の廃家電 4 品目**は、家電リサイクル法による認定や廃棄物処理法による許可・認定を受けた者以外、処分（リサイクルを含む）することはできません。

また、**有害物質やフロンガスを取り除いて処分しなければいけないことが法で規定されています。**

※PCBは有害物質です。PCBを含むトランス及びコンデンサなどは**譲渡し、譲受けが禁止されています。**PCBが含まれていないことが確認されている機器のみ取り扱うことができます（PCB特別措置法）。PCBが含まれていることが確認された場合は、**PCBの取扱いが可能な産業廃棄物処理業者に処分を委託してください。**

東京都不用品回収



【問合せ先】

東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 不法投棄対策担当
(電話) 03-5388-3446

令和6年10月発行
東京都環境局

印刷物登録
令和6年度第39号